

# 貸 付

## 生活福祉資金貸付

【対 象】 高齢者世帯（日常生活上療養，又は介護を要する65歳以上の高齢者の属する世帯）※収入基準あり

	内 容	貸付限度額	返 済 方 法
福 祉 費	転居費	50万円	6か月据置3年以内 償還
	福祉用具等購入費	170万円	6か月据置8年以内 償還
	住宅の増改築・補修費等	250万円	6か月据置7年以内 償還
	療養費	170万円	6か月据置5年以内 償還
	介護等費	170万円	6か月据置5年以内 償還

※原則連帯保証人が必要。保証人有なら無利子，無なら年1.5%

【窓 口】 調布市社会福祉協議会 ☎042-481-7693

## 不動産担保型生活資金

【対 象】 現在居住している自己所有の不動産に将来にわたり住み続けることを希望する高齢者世帯で，以下のすべての要件を満たす方

- ① 借入申込者が不動産を単独所有（同居の配偶者との共有も可）しており，評価額が原則1,500万円以上
- ② 不動産に利用権・抵当権等の担保権の設定なし
- ③ 配偶者または親以外の同居人なし
- ④ 65歳以上の高齢者世帯
- ⑤ 市民税非課税程度の低所得世帯

【内 容】 所有する不動産（集合住宅は対象外）を担保として，生活資金を貸付けます。

- ① 貸付月額 30万円以内
- ② 資金交付 原則3か月ごとに交付
- ③ 貸付限度額 土地評価額の70%
- ④ 貸付期間 貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間
- ⑤ 貸付金利子 年3%または長期プライムレートのいずれか低い方

【窓 口】 調布市社会福祉協議会 ☎042-481-7693

## ■ 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

【対 象】 自宅を所有する要保護状態の高齢者世帯で、以下のすべての要件を満たす方

- ① 借入申込者及び同居の配偶者が65歳以上の世帯（配偶者以外の同居人は65歳未満でも可）
- ② 当制度を利用しなければ生活保護になると福祉事務所が認めた世帯
- ③ 借入申込者が不動産を単独所有（同居の配偶者との共有も可）しており、評価額が500万円以上
- ④ 不動産に利用権、抵当権等の担保権の設定なし

【内 容】 所有する不動産（集合住宅も可）を担保として生活資金を貸付けます。

- ① 貸付月額 福祉事務所が定める額（生活扶助費の1.5倍以内）
- ② 資金交付 毎月5日
- ③ 貸付限度額 土地評価額の70%（集合住宅は50%）
- ④ 貸付期間 貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間
- ⑤ 貸付金利子 年3%または長期プライムレートのいずれか低い方

【窓 口】 調布市社会福祉協議会 ☎042-481-7693  
生活福祉課 ☎042-481-7097